

告示

埼玉県告示第千十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウニクス南古谷

埼玉県川越市泉町三番一外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一七〇五台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一二六〇台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 五二九台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 五六五台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 一二〇七平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 一三四三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 二八三立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 三二二立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）一期棟及び二期棟 午前七時から翌午前零時

（変更後）一期棟及び二期棟 午前七時から翌午前零時

三期棟 午前七時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）一期棟及び二期棟 午前六時三十分から翌午前零時三十分

（変更後）一期棟及び二期棟 午前六時三十分から翌午前零時三十分

三期棟 午前六時三十分から翌午前零時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 六か所 位置 図面省略

(変更後) 出入口の数 七か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設一、二、三 午前六時から午後十時

荷さばき施設四 午前四時から午前六時

荷さばき施設五、六 午前九時から午後八時

(変更後) 荷さばき施設一、二、三、七、八 午前六時から午後十時

荷さばき施設四 午前四時から午前六時

荷さばき施設五、六 午前九時から午後八時

ハ 変更年月日

平成三十年九月八日外

ニ 届出年月日

平成三十年九月七日

二 縦覧期間

平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課